

全体の構成・補足文書

- 従来の4つの「核となる要素」に加え、「重要な推奨項目(Key recommendations)」が新設された。ソーシャルボンドの透明性を向上するため、既存の「外部機関によるレビュー」に加え、「ソーシャルボンドフレームワーク(今回新設)」が同項目に位置付けられた。
- 補足文書として、「Pre-issuance Checklist for Social Bonds/Social Bond Programmes」が新たに公表され、また、グリーンボンド等と共通の「Guidance Handbook」(Q&A集)も更新された。

4つの「核となる要素」

1. 調達資金の使途

- ソーシャルプロジェクトの定義はセクターや地域によって変わり得ることが追記された。

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

- 発行体は、投資家に対し、従来の「社会的な目標」、「プロセス」に加え、「プロジェクトが付随的にもたらす環境・社会的リスクを特定し、制御するプロセスについての補足情報」が説明すべきことに追加された。(一方、「規準」については説明「すべき」事項から、「望ましい」事項とされた)。
- プロジェクトが環境・社会へのネガティブなインパクトに係る重大な(material)リスクを有する場合、当該リスクへの緩和策(mitigants)を定めておくことが望ましいことが追記された。当該緩和策には、リスクが比較的大きい(meaningful)と評価されるときに実施するトレードオフ分析や所要のモニタリングが含まれ得るとされた。

3. 調達資金の管理

- 調達資金の管理は、債券毎又はプロジェクト毎(複数の債券をまとめて)の管理が可能であることが追記された。

4. レポートニング

- 既存の補足文書である「Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting for Social Bonds」(今回改訂なし)を参照し、可能な場合には採用すべきことが追記された。

ICMAソーシャルボンド原則の主な改訂等(2021年6月)(2/2)

2つの「重要な推奨項目」(key recommendations)

1. ソーシャルボンドフレームワーク等を用いた説明

- 発行体は、ソーシャルボンドが4つの「核となる要素」に適合していることを、ソーシャルボンドフレームワーク(※)又は目論見書等の書面を用いて投資家に説明すべきとされた。同フレームワーク等は、投資家が容易にアクセス可能な形で提供されるべきであり、また、発行体の包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って説明されることが望ましいとされた。

※ソーシャルボンドフレームワークとは、ソーシャルボンドの発行にあたり、ソーシャルボンドが4つの「核となる要素」との適合性等を説明するものであり、これを作成するための補足文書として、ICMAでは「Pre-issuance Checklist for Social Bonds/Social Bond Programmes」を公表している。

2. 外部機関によるレビュー

- 既存の「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Review」(今回改訂なし)を参照すべきこと、また、可能な場合にはICMAが提示している外部評価テンプレートを使用すべきことが追記された。
- 発行体は、外部評価の結果に係る文書を一般に開示(例えば、ウェブサイト等への掲載)すべきことが追加された。

※この他、従前より4つの核となる要素の「3. 調達資金の管理」にあった、調達資金の管理が事前に定めた方法で適切に行われているか、監査法人その他の外部機関を活用して検証することが望ましいこととして追記された。